

平成 22 年度 第 3 回 石狩市情報公開・個人情報保護審査会議事録

日 時 平成 22 年 11 月 18 日（木）午後 6 時 30 分～7 時 00 分

場 所 石狩市役所 3 階 庁議室

出席者

[委 員] 向田直範会長
斯波悦久委員
植松美由紀委員

[諮問課] 市民生活部市民課長 國森仁
同課住民・戸籍担当主査 伊藤英司
保健福祉部高齢者支援課長 田森正廣

[事務局] 総務部長 川又和雄
同部情報推進課長 椿原功
同課文書・統計担当主査 扇武男
同担当主任 奥山直樹

傍聴者 0 名

議 題

【諮問】

住民基本台帳に基づく居住状況調査に伴う個人情報の目的外利用について

配布資料

- ・ 諮問書
- ・ 諮問の説明資料

○第 3 回石狩市情報公開・個人情報保護審査会開会

【椿原課長】皆様、一日のお仕事でお疲れのところご苦労様です。それでは、開会の時間となりましたのでただいまより、平成 22 年度第 3 回石狩市情報公開・個人情報保護審査会を開会いたします。

まず始めに、向田会長よりご挨拶申し上げます。

【向田会長】みなさま今晚は、今年度第 3 回の石狩市情報公開・個人情報保護審査会ということでございます。お忙しい所お集まりいただきありがとうございます。本日の審査会は委員 2 名欠席ということで 3 名の出席で成立ということでございます。また、案

件が1件でございますので効率良く審議を進めて参りたいと思います。皆様のご協力をお願いいたします。

○議 題

【向田会長】それでは、本日の予定等について事務局の方からご説明願います。

【椿原課長】本日は、市民生活部市民課所管の「住民基本台帳法に基づく居住状況調査に伴う個人情報の目的外利用について」の諮問1件をご審議いただきます。

○諮 問

【向田会長】それでは、諮問を受けたいと思います。

【川又部長】川又総務部長諮問書を代読（諮問1件）

（諮問 ）

石市民第 90 号
平成22年11月18日

石狩市情報公開・個人情報保護審査会
会長 向 田 直 範 様

石狩市長 田 岡 克 介

住民基本台帳法に基づく居住状況調査に伴う個人情報の目的外利用について（諮問）

昨今、全国の市町村において高齢者等の所在不明について問題となっていることから、本市においても住民基本台帳法に基づく居住状況調査を実施しようとするものであります。

この調査の実施にあたりましては、各担当所管が保有する個人情報の収集が欠かせないところであり、石狩市個人情報保護条例第10条第5号の適用についてご審議して頂きたいと、石狩市情報公開・個人情報保護審査会条例第1条第2号の規定に基づき貴審査会に諮問いたします。

記

1. 個人情報内容

対 象 者

住民基本台帳に記載されている者

情報内容
別紙のとおり

2. 利用する部署

市民生活部市民課

住民基本台帳に基づく高齢者等の居住状況調査ワーキンググループ

(構成部課名 - 総務部情報推進課、企画財政部市長政策室参事(政策担当)、財政部納税課、市民生活部市民課、市民生活部国民健康保険課、保健福祉部福祉総務課、保健福祉部障がい福祉課、保健福祉部高齢者支援課、保健福祉部こども室こども家庭課、保健福祉部健康推進室保健推進課、教育委員会生涯学習部学校教育課、選挙管理委員会)

住民基本台帳法に基づく居住状況調査に伴う個人情報の目的外利用情報

● 高齢者支援課

後期高齢者健康保険給付記録(北海道後期高齢者医療広域連合からの提供情報)

高齢者福祉サービス

いきいきホームヘルプサービス

いきいきディサービス

いきがいショートステイ

見つけて君サービス

寝たきり高齢者等ふとんクリーニングサービス

寝たきり高齢者等紙おむつ給付サービス

寝たきり高齢者等理容サービス

訪問サービス

外出支援サービス

緊急通報サービス

除雪サービス

配食サービス

住宅改修指導サービス

福祉利用割引券

敬老会事業交付金交付事業

高齢者・障がい者合同スポーツ大会

在日外国人等福祉給付金

陶芸・舞踊教室

介護保険

介護認定

介護保険給付

- ・訪問介護（介護予防を含む）
- ・訪問入浴介護（介護予防を含む）
- ・訪問リハビリテーション（介護予防を含む）
- ・居宅療養管理指導（介護予防を含む）
- ・通所リハビリテーション（介護予防を含む）
- ・通所介護（介護予防を含む）
- ・短期入所生活介護（介護予防を含む）
- ・短期入所療養介護（介護予防を含む）
- ・特定施設入居生活介護（介護予防を含む）
- ・福祉用具の貸与（介護予防を含む）
- ・福祉用具の購入費の支給（介護予防を含む）
- ・住宅改修費の支給（介護予防を含む）
- ・グループホーム（介護予防を含む）
- ・小規模多機能型居宅介護（介護予防を含む）
- ・特別養護老人ホーム
- ・介護老人保健施設
- ・介護療養型医療施設

介護保険納付相談

●地域包括支援センター

介護予防

介護予防教室

運動機能向上教室

口腔機能向上教室

訪問指導

その他

高齢者総合相談

高齢者実態把握事業基礎調査

成年後見制度利用支援

●障がい支援課

自立支援給付

ホームヘルパーの派遣

行動援護

ショートステイ

療養介護

生活介護

施設入所支援

ケアホーム

- 自立訓練
- 就労継続支援
- 就労移行支援
- グループホーム
- 更生援護施設
- 補装具の交付・修理
- 日常生活用具の給付
- 自助具の給付
- 地域生活支援事業
 - 移動支援
 - 日中一次支援
 - 訪問入浴サービス
 - 生活サポート
 - 地域活動支援センター
 - 障がい者相談支援
 - 除雪サービス
 - 緊急通報サービス
 - 手話通訳者・要約筆記奉仕員の派遣
- その他
 - 盲導犬取得費の助成
 - じん臓機能障がい者交通費の助成
 - 福祉タクシー利用券
 - 自立支援医療
- 福祉総務課
 - 生活保護
 - 民生委員・児童委員の活動情報
- こども家庭課
 - 保育園在園情報
 - 乳幼児等医療給付記録
 - ひとり親家庭等医療給付記録
 - こども手当給付記録
 - 児童扶養手当給付記録
 - 幼稚園在園情報
 - こども発達支援センター在籍情報
- 国民健康保険課
 - 国民健康保険給付記録
 - 重度心身障害者医療給付記録

- 教育委員会学校教育課
就学時検診受診記録
- 選挙管理委員会
投票所入場券郵送返戻記録
- 税務課
納税相談情報

【向田会長】それでは、事務局から本日の諮問案件についての内容と資料について説明願います。

【椿原課長】それでは、今日配布いたしました資料の確認をいたします。

会議次第、「住民基本台帳法に基づく居住状況調査に伴う個人情報の目的外利用について」の諮問書の写しと資料、以上、ございますでしょうか。

ではまず始めに、諮問 について、市民生活部市民課よりご説明いたします。

○議 事

諮問

【伊藤主査】市民課主査の伊藤と申します。それでは私から今回諮問いたしました住民基本台帳法に基づく居住状況調査に伴う個人情報の目的外利用について、説明をさせていただきます。

各委員の皆様もご存じのこととは思いますが、今年の8月以降新聞報道等により高齢者を中心とする所在不明者についての報道がなされ、全国の市町村に於いて高齢者の安否確認が行われた結果、住民基本台帳上多くの所在不明者がいることが判明しました。

因みに石狩市に於いては、幸いなことに100歳以上の方すべて確認が出来ている状況であることを申し上げさせていただきます。

本来、住民基本台帳法及び関連法令では住民の皆様が自ら住民異動などの手続きをすることが規定されております。ただし、住民異動の届出をせずに異動する方、または、何だかの事情により届出をされないまま、異動や死亡があり住民登録が残ってしまっている方がいる状況が推測されています。

全国の市町村に於いて、高齢者等の所在不明が問題となっている状況について資料の最終頁にありますとおり、北海道から65歳以上の高齢者を対象とする居住状況調査の依頼があり、この調査の回答期限として12月10日という期限が設定されております。このようなことから、資料の1枚目の市の各部署が本来の事務のために管理している、本人しか利用しないと思われるサービス、または、本人と確認した上で利用したサービス、行った手続きなどの個人情報を住民基本台帳のデータと照合し居住状況の確認をするため、個人情報を利用するものであります。資料の中にありますとおり、データの絞り込みのイメージ図がありますが、住民基本台帳上のデータを全体の数としまして、そ

これから各種サービスや事務のデータと照合し絞り込みを行っていくことを事務的な進め方として考えております。最終的に残った方々につきましては、市民課職員が訪問などにより確認をしていくことを予定しております。

また、先ほどご覧いただきました北海道からの 65 歳以上の高齢者の居住状況確認調査依頼書の中にも記載があるのですが、実は高齢者のみならず乳幼児につきましても、3 歳児検診等の法定の検診を受診されない方が中にはいらっしゃるということから、合わせて居住状況の調査を行う予定となっております。

なお、先ほどの諮問書の中にも記載させていただきましたが、今回の個人情報を利用する部署といたしましては、市民生活部市民課及び今回の調査のために設置をしました住民基本台帳に基づく高齢者等の居住状況調査ワーキンググループの中での利用を予定しているところであります。

以上、住民基本台帳法に基づく居住状況調査に伴う個人情報の目的外利用についてご審議をよろしくお願いいたします。

【向田会長】そうすると、高齢者と乳幼児ということで、手続き的には、まず最初は 75 歳以上の調査をするということですか。そして 65 歳以上と乳幼児ということになるのでしょうか。

【伊藤主査】そのとおりでございます。

【向田会長】データを絞り込むと最終的には残る人数はどれぐらいになるのでしょうか。

【田森課長】それでは私の方から今現在の高齢者の所在確認の状況について説明させていただきます。

先ほど市民課からも若干ふれさせていただきましたが、全国的に所在不明高齢者が社会問題化する中、8 月 4 日に高齢者支援課の方で今年度 100 歳になられる方を含めた 100 歳以上の対象者が 23 名ですが、23 名の方には直接面談により所在確認を終了しているところです。居住場所につきましては、自宅が 6 名、病院が 7 名、福祉施設が 10 名となっております。

また、75 歳以上の方の現状でございますが、厚生労働省から所在不明高齢者の問題から、希望する市町村へ、過去 1 年間病院を受診していない、医療給付を受けていない方を対象者にした情報提供を行う旨、北海道後期高齢者広域連合から通知がございまして、同年 9 月 13 日付けで情報提供の依頼をし、その提供を受けたところです。

そこで把握した人数が 172 名ということで、この人数をもとに高齢者支援課のみの情報により絞り込みを行った結果 102 名が判明し残り 70 名が確認できていないという状況です。

ただ、この 70 名は年齢要件が 76 歳以上ということで、75 歳の 1 歳分が漏れており、今後この部分の対応が必要となると考えております。以上でございます。

【向田会長】それではどうぞご随意にご質問等お願いいたします。

【斯波委員】北海道からの通知分の中に乳幼児のことも書かれているわけですが、今回の報告自体は高齢者のみということなのですか。

【伊藤主査】はい、今回の調査はあくまでも 65 歳以上の高齢者の方が対象となっております。

【斯波委員】先ほどの説明の中でもありましたが、乳幼児については市独自で検討していくということですか。

【伊藤主査】乳幼児の調査につきましては、実は北海道から具体的な調査依頼は来ていないのですが、市町村でどれぐらいの割合の乳幼児が法定の検診を受けていないのかとの調査の依頼がありまして、今後乳幼児に関しましても居住状況調査依頼があると予定しております。

【斯波委員】乳幼児の法定検診につきまして、未受診はどのくらいいるのですか。

【伊藤主査】未受診者は 10 数パーセントいると聞いております。

【斯波委員】現在 76 歳以上の高齢者は 70 名ほどに絞り込んでいるとのことですが、ここで書かれている情報を利用すると更に絞り込めるということですか。

【田森課長】この 70 名は、高齢者支援課の情報のみで絞り込んだ人数ですので、これ以外の情報を利用することにより更に絞り込めるものと思われます。

【向田会長】報告期限が 12 月 10 日となっていますが、この期日までに報告しなければならないということですか。

【伊藤主査】北海道の方もこの期日までに絶対報告しなくてはならないと言っているわけではありませんが、市としましてはこの期日までに報告できるよう努力したいと考えております。

【斯波委員】これらの情報によっても突合できなかった方々はその住所に居住しているとは限らないと思うのですが。

【伊藤主査】まず、住民登録されている住所を訪問する予定でございます。その上で会うことが出来なかった方々は居住状況が確認できなかった者と分類され整理をしていきます。

【斯波委員】その先の作業としてはどういうことになりますか。

【伊藤主査】今回の調査としては、居住状況が確認できなかったという報告になりますが、住民基本台帳法上ではそのままにしておくわけには参りませんので、親族の方に聞き取りをさせていただくなど手続きをして調査を行っていく必要があるものと考えております。

【斯波委員】最終的には実態に合わせていくということですね。

【伊藤主査】そのとおりでございます。

【斯波委員】65 歳以上に範囲を広げると、また、大人数となりますね。

【伊藤主査】75 歳以上につきましては、ある程度見えている部分があるのですが、65 歳以上 75 歳未満につきましては先の読めない状況です。国民健康保険の受診等でどれだけの人数が落とせるのか、非常に未知数のところがあります。

【向田会長】その他いかがでしょうか。

【斯波委員】こういう案件については、こういう情報を十分に活用していただきたいと

思います。

【向田会長】審査会としては、この利用を認めたいと思いますがいかがでしょうか。

【全委員】はい。

【向田会長】それでは、答申に入りたいと思います。

(答 申)

平成 2 2 年 1 1 月 1 8 日

石狩市長 田 岡 克 介 様

石狩市情報公開・個人情報保護審査会
会 長 向 田 直 範

平成 2 2 年 1 1 月 1 8 日付石市民第 9 0 号をもって諮問のありました、住民基本台帳法に基づく居住状況調査に伴う個人情報の目的外利用について審査した結果、審査会として、これを認めることとしたので答申します。

○その他

【向田会長】事務局の方から何かありますか。

【椿原課長】事務局からは特にありません。

○閉 会

【向田会長】本日は、ご審議いただきましてありがとうございました。今日の予定はこれで終わりということでございます。また次回よろしくお願いいたします。

議事録確定 平成 2 2 年 1 1 月 2 2 日

石狩市情報公開・個人情報保護審査会

会 長 向 田 直 範